

株式会社変更登記申請書（商号変更）

〈申請のあらまし〉

定款の絶対的記載事項である商号を変更するには、定款変更の手続によらなければなりません。すなわち、登記申請を行う前にまず、株主総会を開きその特別決議を得ることが必要になります（会社466条・309条2項11号）。

〈申請先〉

本店、支店の所在地を管轄する登記所へ申請します。

〈申請時期〉

商号の変更についての定款変更の効力が発生した日、すなわち、定款変更の決議の日若しくは定款変更につき官庁の許認可を要する場合は、官庁の許認可書の到達した日から、本店所在地においては2週間以内（会社915条1項）、支店所在地においては3週間以内（会社930条3項）に、商号の変更登記をしなければなりません。

〈提出部数〉

1部提出します。

〈添付書類〉

- ① 定款変更に関する株主総会議事録

- ② 官庁の許可又は認可が効力発生要件とされている場合には、許可書又は認可書

- ③ 代理人により申請する場合は委任状

なお、支店所在地で申請する場合には、本店で登記したことを証する書面（登記簿抄本又は登記事項証明書）を添付します（商登48条1項）。

〈留意点〉

- ① 申請の際には、当事者又は代理人の出頭を必要としませんので、郵送又は使者による申請で足りる。また、申請人の印鑑届も不要です（商登20条3項）。
- ② 登記の申請は、書面による申請に加えて、インターネットを利用したオンラインによる申請を行うことができます（商登17条、商登則101条）。このオンライン登記申請制度の導入に伴い、手数料を納付して、本店の所在地を管轄する登記所に、本店における登記申請と支店における登記申請を同一の申請書に記載して一括して申請することもできます（商登49条、商登則63条）。

株式会社変更登記申請書

- 1. 商号 ○○商事株式会社①
- 1. 本店 東京都○○区○○一丁目2番3号
- 1. 登記の事由 商号変更
- 1. 登記すべき事項 平成○○年○○月○○日商号変更
商号 ○○物産株式会社②
- 1. 登録免許税額 金3万円③
- 1. 添付書類 株主総会議事録
委任状④

1通
1通

上記のとおり登記を申請する。

平成○○年○○月○○日⑤

東京都○○区○○一丁目2番3号
申請人 ○○物産株式会社⑥
東京都○○区○○二丁目3番4号
代表取締役 ○○○○⑦
東京都○○区○○一丁目3番5号
申請代理人 ○○○○ ⑧

○○法務局○○出張所 御中

① 商号欄については、旧商号を記載します。

② 支店所在地において登記をする場合には、当該登記所の管轄区域内にある支店（支店が複数あるときは、そのうちの1支店）をも本店所在地の下に、正確に記載します。

③ 官庁の許可（又は認可）が効力要件とされている場合には、許可書（又は認可書）の到達年月日の記載が必要であり、許可書（又は認可書）の添付が必要です。

④ 登記すべき事項欄は例示のように記載します。なお、商号については、新商号を記載します。

登記すべき事項欄は、支店所在地で申請する場合には、「別紙登記事項証明書のとおり」と記載しても差し支えありませんが（商登則62条）、登記事項証明書により登記すべき事項が明らかでないときは、「別紙登記事項証明書中朱線部分の登記事項のとおり」と記載することもできます。この場合には、添付の登記事項証明書中該当部分に朱線によるアンダーラインをしてその部分を明らかにする必要があります（朱線に限らず、黒線、青線でもかまいません）。

なお、登記すべき事項については、電磁的記録で提出することができます（商登17条4項）。

⑤ この申請手続には、本店の所在地では3万円、支店の所在地では9,000円の登録免許税が必要です（登免別表1㉞(1)ツ・(2)イ）。

⑥ 支店所在地で申請する場合には、本店の所在地において登記したことを証する登記簿抄本又は登記事項証明書を添付することを要し、他の添付書類は要しません。

⑦ 委任状は、代理人により申請する場合に添付します。

⑧ 登記の申請年月日は、実際に登記を申請する年月日を記載します。

⑨ 申請人欄には、変更後の商号を記載します。旧商号ではありませんので注意してください。

⑩ 登記申請人は、会社の代表取締役1人でかまいません。

⑪ 申請の際には、当事者又は代理人の出頭を必要としないので、郵送又は使者による申請で足りります。また、申請人の印鑑届も不要です（商登20条3項）。

臨時株主総会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時、東京都〇〇区〇〇一丁目 2 番 3 号当会社本店会議室において臨時株主総会を開催した。

株 主 総 数 〇〇名
総株主の議決権数 〇〇〇個
出席株主数 〇〇名 (委任状による者を含む。)
この有する議決権数 〇〇〇個
出席代表取締役社長 〇〇〇〇 (議長兼議事録作成者)
出席取締役 〇〇〇〇
〇〇〇〇
出席監査役 〇〇〇〇

以上のとおり議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席したので本会は適法に成立した。

よって取締役社長議長席に着き開会を宣し、直ちに下記議案を附議したところ、満場一致をもって、原案どおり可決確定した。

議案 定款変更の件

- 1 定款第〇条を次のとおり変更した。

（商号）

第〇条 当社は、商号を〇〇物産株式会社と称する。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。時に午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇商事株式会社臨時株主総会

議事録作成者 代表取締役社長 ○〇〇〇

定款変更の決議は、特別決議すなわち議決権を行使することができる株主の議決権の過半数又は定款に定める議決権の数を有する株主の出席により、その3分の2以上の多数をもってしなければなりません（会社466条・309条2項11号）。この定足数については、定款によっても議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に引き下げることはできません。

議事録には、議長及び出席取締役が署名若しくは記名押印する必要はありません（会社318条、会社規72条3項）。